

2021年9月7日

株 主 各 位

長野県須坂市大字小河原2150番地1
株 式 会 社 鈴 木
代表取締役社長 鈴 木 教 義

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防および拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をなるべくお控えいただくよう強くお願い申しあげます。書面による議決権行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月22日(水曜日)午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 長野県須坂市大字須坂1295番地1
須坂市シルキーホール 3階 第1ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
本年は、新型コロナウイルス感染予防および拡大防止のため座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第52期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は、安全上の理由により取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会開催にあたり、株主の皆様
の安全に配慮した措置をとらせていただきますので、ご理解とご協力を賜ります
ようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応
をさせていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染予防および拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、
議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明は省略さ
せていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいた
だけますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更
となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
（<https://www.suzukinet.co.jp/>）に掲載いたします。株主の皆様におかれま
しては、事前に当社HPを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.suzukinet.co.jp/>

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により停滞した経済活動が製造業を中心に持ち直してはきたものの、感染症の再拡大による消費活動への懸念は払拭されず先行き不透明な状況が続きました。海外におきましては、中国では新型コロナウイルス感染症の流行抑制が進み、経済対策や外需の回復が景気を下支えています。米国や欧州経済は、ワクチン接種普及により経済活動規制の緩和が進んだことで消費活動マインドが高まり回復基調となりました。

当社グループの属する電子部品業界は、5G移動通信システムの実用化や自動車市場の回復により部品需要は安定基調で推移し、部品セグメントでは、スマートフォン関連部品や自動車電装部品が好調を継続しました。また、機械器具セグメントでは、自動車関連や医療関連の自動機器が堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、部品生産効率の向上を目的とした無人化設備の導入や、高精度の品質維持を実現するための当社独自の金型技術の深堀など、部門の枠を超えた総合技術で、収益の向上に努めてまいりました。また、当社ビジネスの基盤強化および事業拡大に向けた成長領域への投資を積極的に行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は327億8百万円（前期比16.3%増）、営業利益は30億9千7百万円（同78.5%増）、経常利益は33億7千9百万円（同129.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億5千1百万円（同65.8%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(a) 金型

電子機器向け、自動車電装向け金型を主軸として販売してまいりました。電子機器向け、自動車電装向け金型ともに勢いが鈍化し、受注バランスが悪く生産効率が上がらなかったことで減収減益となりました。

その結果、売上高は13億7千2百万円（前期比11.6%減）、セグメント利益は1億9千9百万円（同34.2%減）となりました。

(b) 部品

電子機器向け部品、自動車電装向け部品を主軸として販売してまいりました。電子機器向け部品はスマートフォン、ウェアラブル向けや半導体向けなどが好調を維持し、自動車電装向け部品の需要は堅調に推移しました。

その結果、売上高は247億7千万円（前期比17.5%増）、セグメント利益は31億4千4百万円（同82.6%増）となりました。

(c) 機械器具

各種自動機器、医療器具を主軸として販売してまいりました。各種自動機器は車載関連装置等が好調を維持し、医療器具の需要は堅調に推移しました。

その結果、売上高は65億5千4百万円（前期比19.6%増）、セグメント利益は7億4千5百万円（同11.6%増）となりました。

(d) その他

賃貸事業、売電事業を行っております。売上高は1千万円（前期比3.2%減）、セグメント利益は7千1百万円（同46.7%増）となりました。

事業別売上高の推移

区分	第 51 期		第 52 期 当連結会計年度		前連結会計 年度比増減
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高
	千円	%	千円	%	千円
金 型	1,553,417	5.5	1,372,571	4.2	△180,846
部 品	21,080,063	74.9	24,770,849	75.7	3,690,786
機 械 器 具	5,482,355	19.5	6,554,380	20.0	1,072,025
そ の 他	11,136	0.1	10,776	0.1	△360
合 計	28,126,973	100.0	32,708,577	100.0	4,581,604

② 設備投資の状況

当社グループでは、部品事業の生産設備増設のほか、技術革新への対処や価格競争力を強化するための省力化装置、合理化装置、精密加工設備、および工場用地取得など、当連結会計年度において31億6千5百万円の設備投資を実施しました。金型においては、生産能力増強、精度向上のための金型パーツ加工用機械の増設、更新を中心に2億1千6百万円の設備投資を実施しました。部品においては、自動車部品増産のための生産設備増設、および生産能力増強のためのプレス機と成型機の増設と更新、さらに合理化のための周辺機器設備の増設など23億5千6百万円の設備投資を実施しました。機械器具においては、生産管理システム更新、測定器更新など3千5百万円の設備投資を実施しました。また、工場用地取得で4億6千1百万円の設備投資を実施しました。なお、上記以外に全社資産およびセグメント間取引消去があります。

③ 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、銀行借入および自己資金をもって充当しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 49 期 (2018年6月期)	第 50 期 (2019年6月期)	第 51 期 (2020年6月期)	第 52 期 (当連結会計年度 (2021年6月期))
売 上 高 (千円)	27,109,102	26,557,072	28,126,973	32,708,577
経 常 利 益 (千円)	2,206,499	1,711,583	1,473,382	3,379,876
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,176,922	897,052	1,236,895	2,051,062
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	92.27	62.36	85.98	142.49
総 資 産 (千円)	23,760,249	24,531,070	24,787,707	28,808,701
純 資 産 (千円)	16,075,714	16,649,468	17,491,553	19,664,909
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,093.43	1,131.29	1,190.32	1,334.07

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 49 期 (2018年6月期)	第 50 期 (2019年6月期)	第 51 期 (2020年6月期)	第 52 期 (当事業年度 (2021年6月期))
売 上 高 (千円)	18,374,301	16,649,183	17,570,200	17,982,618
経 常 利 益 (千円)	2,041,284	1,492,154	1,409,383	2,449,243
当 期 純 利 益 (千円)	1,208,144	700,981	1,466,220	1,585,000
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	94.72	48.73	101.92	110.11
総 資 産 (千円)	20,525,964	20,576,793	21,572,851	22,746,652
純 資 産 (千円)	15,651,841	15,988,007	17,048,966	18,645,920
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,088.02	1,111.39	1,185.15	1,294.87

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
S & S コンポーネンツ株式会社	千円 80,000	51%	コネクタ端子製造・販売
S & S アドバンステクノロジーズ株式会社	千円 80,000	51%	ワイヤーハーネス用生産設備の開発、設計、製造・販売
エスメディカル株式会社	千円 80,000	100%	医療用機器組立・製造・販売
鈴木東新電子(中山)有限公司	千米ドル 8,050	80%	コネクタ端子製造・販売
鈴木東新電子(香港)有限公司	千香港ドル 1,200	80%	コネクタ端子販売
PT. SUGINDO INTERNATIONAL	千IDルピア 121,239,720	99.99%	自動車部品、電子部品製造・販売
PT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMA	千IDルピア 67,190,000	93.60%	金型製造・販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルスワクチン接種の普及や経済施策により景気回復基調ではあるものの、変異株の流行が拡大している国では経済活動制限が継続されるなど、景気回復ペースは緩慢です。また、経済回復に伴い半導体や原材料不足の深刻化、米中貿易摩擦の長期化への懸念など、先行き不透明感は続いています。電子部品業界におきましては、次世代移動通信システム開発や自動車のEV化など、今後急速な技術革新と市場拡大が想定されますが、顧客ニーズを敏感に感知し常に先行する技術開発と積極的投資が求められております。当社グループの主力である電子部品の精密コネクタは主にスマートフォンなどの多機能端末に使用されておりますが、顧客のシェア変動、同業他社とのコスト競争、消費者購買動向などにより、部品需要の波が顕著にあらわれる市場です。次期はこれまで好調に推移してきた需要の勢いが鈍化する予想をしておりますが、当社グループは独自の合理化設備や生産方式の改善など、総合力により利益追求に注力してまいります。また、当社グループはビジネス基盤の強化を目的として、今後の成長領域と考える自動車部品事業の拡大と医療器具の増産体制構築のための戦略的投資を行って

きております。短期的には減価償却費などの経費は増加しますが、事業リスクを分散して安定した収益の確保と着実に成長できる経営体質へ強化してまいります。海外展開につきましては、中国の連結子会社は自動車用部品比率が高まり、安定した受注を確保してきております。インドネシア連結子会社2社については、新型コロナウイルス感染症の拡大により受注環境が悪化しておりますが、生産効率化による収益の改善に注力しており、引き続き事業拡大に向けてグループ全体で支援してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

当社グループは主として電気機器業界、情報・通信機器業界、自動車業界への精密プレス金型、各種コネクタ用部品、半導体関連装置等の製造、販売および医療機器業界への医療器具の組立等を主たる業務としております。

事業内容	主要製品
金 型	精密プレス金型、精密モールド金型
部 品	コネクタコンタクト、コネクタハウジング、自動車電装部品
機 械 器 具	車載関連装置、半導体関連装置、専用機、医療器具
そ の 他	賃貸事業、売電事業

(6) 主要な営業所および工場（2021年6月30日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本社 長野県須坂市大字小河原2150番地1
 工場 金型製造部（精密プレス金型等） 長野県須坂市
 部品製造部（コネクタ用部品等） 長野県須坂市
 生産システム製造部（半導体関連装置等） 長野県須坂市

② 主要な子会社の営業所

S&Sコンポーネンツ株式会社 長野県須坂市
 S&Sアドバンステクノロジー株式会社 長野県須坂市
 エスメディカル株式会社 長野県須坂市

鈴木東新電子(中山)有限公司	中国中山市
鈴木東新電子(香港)有限公司	中国香港
PT. SUGINDO INTERNATIONAL	インドネシア共和国西ジャワ州
PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMA	インドネシア共和国西ジャワ州

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金型	205名	-8名
部品	516名	+8名
機械器具・その他	274名	+186名
全社(共通)	67名	±0名
合計	1,062名	+186名

- (注) 1. 使用人数は当連結会計年度末日の従業員数(派遣出向者を除き、受入出向者を含む)を記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて186名増加したのは、2020年7月1日より連結子会社であるエスメディカル株式会社が営業を開始したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
498名	-21名	40.20歳	18年

- (注) 使用人数は当連結会計年度末日の従業員数(派遣出向者を除き、受入出向者を含む)を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	242,680千円
株式会社商工組合中央金庫	145,070

- (注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,380,000株
- ② 発行済株式の総数 14,404,400株
- ③ 株主数 9,790名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社スズキエンタープライズ	2,272千株	15.78%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,165	8.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	799	5.55
鈴木従業員持株会	623	4.33
鈴木教義	357	2.48
GOLDMANSACHS & CO. REG	335	2.33
株式会社八十二銀行	310	2.15
小島まゆみ	208	1.44
高野忠和	196	1.37
株式会社商工組合中央金庫	160	1.11
鈴木照子	160	1.11

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てております。

2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 持株比率は、自己株式(4,575株)を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役と監査等委員を除く)	14,400株	4名
社外取締役(監査等委員を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(3)⑤取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役の状態（2021年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状態
代表取締役社長	鈴木 教義	金利精密工業股份有限公司董事 鈴木東新電子(香港)有限公司董事 鈴木東新電子(中山)有限公司董事
取締役	横山 勝登	専務執行役員管理本部長兼品質保証本部長 PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役 PT. GLOBAL TEKNIINDO BERKATAMA取締役 エスメディカル株式会社監査役
取締役	高山 章	常務執行役員 PT. SUGINDO INTERNATIONAL代表取締役社長 PT. GLOBAL TEKNIINDO BERKATAMA代表取締役社長
取締役	青木 栄二	執行役員製造本部長 鈴木東新電子(香港)有限公司董事 鈴木東新電子(中山)有限公司董事 S & S コンポーネンツ株式会社取締役
取締役(監査等委員・常勤)	吉田 章一	S & S コンポーネンツ株式会社監査役
取締役(監査等委員)	松本 光博	公認会計士・税理士松本会計事務所所長 株式会社ディーセント・コンサルティング代表取締役社長 株式会社放電精密加工研究所社外取締役監査等委員 株式会社ニフコ社外取締役監査等委員 鈴木東新電子(中山)有限公司監察人 PT. SUGINDO INTERNATIONAL監査役
取締役(監査等委員)	河辺 悠介	いちりん法律事務所所員

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 松本光博氏および河辺悠介氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 松本光博氏および河辺悠介氏は、以下のとおり、財務および会計ならびに法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・松本光博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・河辺悠介氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、吉田章一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員) 松本光博氏および取締役(監査等委員) 河辺悠介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(監査等委員) 松本光博氏および社外取締役(監査等委員) 河辺悠介氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

- ③ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。
- ④ 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要
該当事項はありません。
- ⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い継続的かつ中長期的に企業価値の向上を図るモチベーションとして十分に機能し、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内において各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成する。

b. 基本報酬に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

各取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して妥当な水準を決定するものとする。

c. 業績連動報酬等に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの連結業績等に応じ、各取締役の重点施策の推進状況を勘案して、算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、初期設定後、適

宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。なお、取締役の重点施策にはESG（環境・社会・ガバナンス）等の非財務指標に関わる取組も含めるものとする。

d. 非金銭報酬等に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株主価値増大への貢献意欲の向上、業績目標達成へのインセンティブの向上とともに自社株保有の促進を図るため譲渡制限付株式とし、各事業年度の連結業績等に応じ、各取締役の役割および在任期間等に基づき、毎年、一定の時期に交付する。目標となる業績指標とその値は、初期設定後、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

e. 報酬等の割合に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエートが高まる構成とし、取締役会が指名・報酬委員会に原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。報酬等の種類ごとの割合の目安は、基本報酬を55～70%、業績連動報酬等を30～45%、非金銭報酬等を4～7%とする。

f. 報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき各取締役の役割、貢献度、業績等の評価に基づき、独立社外役員が議長となりかつ過半数を占める指名・報酬委員会で審議し、取締役会へ意見具申をする。取締役会はその意見具申を受けて、同委員会の審議内容に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	支給人員	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (0)	178,440	119,240	49,250	9,950
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2)	29,420 (15,400)	24,720 (13,200)	4,700 (2,200)	0 (0)
合計 (うち社外取締役)	7名 (2)	207,860 (15,400)	143,960 (13,200)	53,950 (2,200)	9,950 (0)

(注) 1. 取締役には、使用人分給与は支給しておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第46期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年9月25日開催の第51期定時株主総会において、株式報酬の額として年額4千万円以内、株式数の上限を年5万株以内(社外取締役および監査等委員である取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。

3. 業績連動報酬は、毎期の業績向上を動機づけるため、連結業績および配当方針等を考慮した一定の基準に基づき算出した額を役員賞与として、毎年一定の時期に支給しております。当事業年度の役員賞与につきましては取締役(監査等委員を除く)4名に対して49,250千円を支給いたします。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2013年9月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。当事業年度中の役員退職慰労金の支給はありませんでした。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)松本光博氏は、公認会計士・税理士松本会計事務所所長および株式会社ディーセント・コンサルティング代表取締役社長および株式会社放電精密加工研究所社外取締役監査等委員および株式会社ニフコ社外取締役監査等委員および鈴木東新電子(中山)有限公司監察人ならびにPT. SUGINDO INTERNATIONAL監査役であります。当社と公認会計士・税理士松本会計事務所および株式会社ディーセント・コンサルティングおよび株式会社放電精密加工研究所ならびに株式会社ニフコとの間には特別の取引関係はありません。鈴木東新電子(中山)有限公司およびPT. SUGINDO INTERNATIONALは当社の海外子会社であり、両社との間には営業取引関係があります。
- ・取締役(監査等委員)河辺悠介氏は、いちりん法律事務所所員であります。当社といちりん法律事務所との間には特別の取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

		取締役会(14回開催)		監査等委員会(13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役(監査等委員)	松本光博	13回	92%	13回	100%
取締役(監査等委員)	河辺悠介	14回	100%	13回	100%

- ・取締役会および監査等委員会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役(監査等委員)松本光博氏は、公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、主に当社の経理ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。この他、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名、報酬案について意見具申を行い、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

取締役(監査等委員)河辺悠介氏は、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、主に監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。この他、同氏は当社の任意の諮問機関であ

る指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名、報酬案について審議を主導し、委員会としての案をとりまとめて取締役に答申し、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,890千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、鈴木東新電子(中山)有限公司、鈴木東新電子(香港)有限公司、PT. SUGINDO INTERNATIONAL、PT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMAについては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、企業理念、企業行動基準を定めた「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を作成し、それを全役職員に周知徹底させる。
- ② 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を図るべく啓蒙教育を実施する。
- ③ 「内部通報者保護規程」を定めコンプライアンス上疑義のある行為等を発見した場合、社内および社外に速やかに通報・相談できる窓口を設置する。会社は通報・相談内容を厳守するとともに、通報・相談者に対して不利益な扱いを行わない。
- ④ 内部監査組織として、代表取締役社長の直轄部門とする内部監査室を設置する。内部監査室は、法令の遵守状況および業務活動の効率性などについて、監査等委員会とも連携しつつ当社各部門および企業グループに対し内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・勧告を行う。
- ⑤ 監査等委員会は独立した立場から、当社グループのコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存および管理を行う。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体の危機発生時の対応とその防止のための体制整備を目的とした「リスク管理規程」「危機管理規程」「緊急事態対応規程」を定め、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。

- ② 取締役および執行役員は、自己に委嘱された職務領域について、危機管理体制を構築する権限と責任を有する。
 - ③ 組織横断的なリスクおよびリスク管理全体を統括するシステムとして「コンプライアンス委員会」を設置しこれにあたる。
 - ④ 各部門の所管業務に付随するリスク管理については、担当取締役または執行役員とともに、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ⑤ 会社全体あるいは経営の根幹に係わる重要事項については、取締役会での審議を経て、対応を決定する。また、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮するとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限、執行手続の詳細について定め、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ③ 業務の運営に関しては、当社グループ全体の中期予算計画および年度予算計画を立案し、当社グループ全体の目標を設定し、これを当社グループ各社の業務目標に落とし込み、業績管理を行う。また、当社では、月1回開催する取締役および各部門長等で構成される経営会議において、定期的に各部門より業績の分析と改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を当社グループに周知徹底させ、これを基礎として当社グループ各社が諸規程を制定・改定する。
 - ② 業務の運営に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、当社に定期的に業務執行の報告を行い、経営に関する重要事項については「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議または報告を行うこと等によりグループ会社の職務の効率を確保する。

- ③ 内部監査室はグループ会社に対しても内部監査を実施し、その結果をグループ会社の取締役および当社の取締役に報告する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会が必要とした場合、その職務を補助する使用人（以下、「監査等委員会補助者」という）を置くものとする。なお、監査等委員会補助者の任命、異動、評価、懲戒等は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該監査等委員会補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。監査等委員会補助者は、その要請された業務の遂行に関して、監査等委員の指示に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けない。
7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は監査等委員会に対して、事業運営上の重要事項ならびに重要な業務執行の状況および結果について適宜報告する。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、経営会議等重要な会議の付議事項ならびに決定事項、その他必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
- ③ 内部監査室は、独立したコンプライアンス推進直轄組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性および妥当性ならびにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を監査等委員会に報告する。
- ④ 総務部は、内部通報の状況について、監査等委員会に報告する。
- ⑤ 当社グループは、上記の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の職務の執行状況を把握するため監査等委員会が定める監査方針および分担に従って、監査に必要な会議等に参加し、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

② 監査等委員は、内部監査室および会計監査人と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

10. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

反社会的勢力あるいはその関係者・関係団体とは一切の関わりをもたない。それらの反社会的勢力等からの不当な圧力に対しては、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携する等により組織的に対応する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンス体制については、コンプライアンス関連規程を適宜整備し、内部監査室が適切に運用されているかチェックを行っております。また、当社の行動規範である鈴木行動憲章をカード化して全社員に配布し、いつでもどこでも確認できるようにしております。また半期ごとにコンプライアンス委員会を開催し、法改正や当社グループのコ

ンプライアンス体制の状況などを適宜確認、協議しております。また同委員会において当期における内部通報制度の利用状況を報告しております。

2. リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制については、リスク管理規程を整備するとともにリスク管理委員会において、適宜リスクの把握を行い、必要な措置を講じております。ESG・SDGsといったサステナビリティ課題への対応は重要なリスク管理の一部と認識しており、取り組みを進めております。また、事業継続計画の策定、安否確認システムを導入し、災害、ウイルス感染症拡大等の非常事態に対応できる体制の整備を進めております。

3. 情報保存管理体制

当社グループの情報保存管理体制については、文書保存規程および関連規程に基づき、適切に保管および管理を行っております。また必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄することとしております。また、情報セキュリティ活動の一環として、eラーニングシステムを使っての情報セキュリティ研修を全社員を対象に行っております。

4. グループ管理体制

当社の子会社に、関係会社管理規程に基づき、経営内容の把握のため、月次で財務状況と業務執行状況等の資料の提出および報告を求めており、内容について検証を行っております。また、定期的に親会社の取締役、監査等委員・内部監査員・総務部担当者が子会社に出向き、業務の適正を確保するための体制および運用の状況の監査・監督・指導等を行っております。

5. 監査体制

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査の実施基準等に基づき職務を執行し、監査等の実効性の確保に努めております。また、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、会社の業務および財産の状況に関する調査ならびに取締役および会計監査人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告・提案・助言等を行っております。また、監査等委員会は選任等・報酬等に対する意見陳述権が付与されており、コーポレートガバナンスの実効性向上のため、選任等および報酬等について検討を重ねております。後継者育成や報酬方針についても事業継続の観点から業務執行取締役と議論を行い積極的に意見を述べております。当社の監査等委員会は、会計監査人および内部

監査部門と定期的に情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を置いております。

6. 内部監査体制

内部監査室が内部統制システム監査を行い、その監査内容について監査等委員会と意見交換し、監査や改善提案等の指示を受けるなど連携を図り、より実効的に監査が行える体制としております。また、代表取締役社長の直轄組織として、経営目標の達成に向けた効率的・効果的な業務遂行と社長が認識するビジネス・リスク等のコントロールのため、受査部門への直接の調査および報告聴取を含む監査を行っております。

7. 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、有効な内部統制の仕組みを構築しております。定められた内部統制の原則、目標、評価範囲、方法、体制に沿って運用されており、信頼性のある財務報告を作成しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,774,602	流 動 負 債	7,640,213
現金及び預金	3,366,891	買掛金	3,889,076
受取手形及び売掛金	5,764,433	短期借入金	1,616,433
商品及び製品	300,500	1年内返済予定の長期借入金	274,450
仕掛品	1,545,911	未払金	501,928
原材料及び貯蔵品	1,537,852	未払法人税等	633,926
その他	259,013	未払消費税等	163,093
固 定 資 産	16,034,098	賞与引当金	127,983
有 形 固 定 資 産	14,328,159	役員賞与引当金	53,950
建物及び構築物	6,855,098	その他	379,371
機械装置及び運搬具	4,693,570	固 定 負 債	1,503,578
工具、器具及び備品	623,648	長期借入金	113,300
土地	1,420,836	長期未払金	405,397
建設仮勘定	735,005	退職給付に係る負債	984,881
無 形 固 定 資 産	102,184	負 債 合 計	9,143,792
ソフトウェア	101,944	純 資 産 の 部	
その他	240	株 主 資 本	18,668,288
投 資 其 他 の 資 産	1,603,754	資 本 金	2,442,450
投資有価証券	1,097,494	資 本 剰 余 金	2,253,482
出 資 金	4,460	利 益 剰 余 金	13,973,712
長期前払費用	15,926	自 己 株 式	△1,356
繰延税金資産	328,630	その他の包括利益累計額	542,082
会 員 権	29,466	その他有価証券評価差額金	464,845
その他	128,837	為替換算調整勘定	88,025
貸倒引当金	△1,060	退職給付に係る調整累計額	△10,788
資 産 合 計	28,808,701	非支配株主持分	454,537
		純 資 産 合 計	19,664,909
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,808,701

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		32,708,577
売 上 原 価		27,715,519
売 上 総 利 益		4,993,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,895,762
営 業 利 益		3,097,295
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,790	
受 取 配 当 金	12,066	
受 取 賃 貸 料	7,922	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	8,759	
為 替 差 益	265,439	
そ の 他	21,008	321,987
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,721	
株 式 交 付 費	243	
そ の 他	2,440	39,406
経 常 利 益		3,379,876
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,739	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,093	5,833
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,238	
固 定 資 産 除 却 損	7,123	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,592	
会 員 権 評 価 損	90	35,044
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,350,665
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,039,404	
法 人 税 等 調 整 額	△25,686	1,013,718
当 期 純 利 益		2,336,947
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		285,885
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,051,062

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,437,470	2,248,512	12,080,891	△1,249	16,765,624
当 期 変 動 額					
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	4,980	4,970			9,950
剰余金の配当			△158,240		△158,240
親会社株主に帰属する当期純利益			2,051,062		2,051,062
自己株式の取得				△107	△107
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	4,980	4,970	1,892,821	△107	1,902,664
当 期 末 残 高	2,442,450	2,253,482	13,973,712	△1,356	18,668,288

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	304,494	66,397	△13,209	357,682	368,246	17,491,553
当 期 変 動 額						
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）						9,950
剰余金の配当						△158,240
親会社株主に帰属する当期純利益						2,051,062
自己株式の取得						△107
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	160,350	21,628	2,421	184,400	86,291	270,691
当 期 変 動 額 合 計	160,350	21,628	2,421	184,400	86,291	2,173,355
当 期 末 残 高	464,845	88,025	△10,788	542,082	454,537	19,664,909

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 S & S コンポーネンツ株式会社
S & S アドバンステクノロジー株式会社
エスメディカル株式会社
鈴木東新電子（中山）有限公司
鈴木東新電子（香港）有限公司
PT. SUGINDO INTERNATIONAL
PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMA

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、鈴木東新電子（中山）有限公司及び鈴木東新電子（香港）有限公司、PT. SUGINDO INTERNATIONAL、PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMAの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 製品・仕掛品

金型・自動機器・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・ 原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社（リース資産を除く）は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～17年
その他	2～20年

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに（リース資産を除く）ついては利用可能期間（5年）に基づく定額法によるおります。

ハ. 長期前払費用 定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるおります。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によるおります。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（連結子会社PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMAに係る有形固定資産の減損）

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	－千円
有形固定資産	1,064,671千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

減損の兆候がある資産グループについて、帳簿価額が回収可能価額を上回っているか減損損失の認識の判定を行い、減損損失を計上すべきであると判定した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額いたします。回収可能価額は正味売却価額により評価しております。

当連結会計年度において、PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMAが保有する有形固定資産について、収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断いたしました。減損損失の認識の判定において、当該資産グループの正味売却価額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

不動産鑑定評価額が低下するなど回収可能価額が変動した場合、翌連結会計年度に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

建物及び構築物	3,734,021千円
土地	1,207,745千円
計	4,941,766千円

- ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	274,450千円
長期借入金	113,300千円
計	387,750千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,451,271千円

- (3) 補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳累計

過年度に取得した資産のうち、補助金等による圧縮記帳総額は365,000千円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物282,200千円、土地60,000千円、工具、器具及び備品22,800千円であります。

- (4) 受取手形裏書譲渡高 80,590千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,390,000株	14,400株	一株	14,404,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年9月25日開催の第51期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 158,240千円
- ・1株当たり配当額 11円
- ・基準日 2020年6月30日
- ・効力発生日 2020年9月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年9月24日開催の第52期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 287,996千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2021年6月30日
- ・効力発生日 2021年9月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、主に金型、部品、自動機器、医療組立の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、銀行借入で調達しております。

デリバティブ取引は外貨建取引の将来の市場変動による損失の回避・コストの確定等を目的として利用しており、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は営業取引、設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は主に工場建設等、大規模な設備投資に係る資金調達であります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するための為替予約であり、信用リスク、市場リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計は適用していません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しましては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクに関しましては、資金収支計画を作成するなどの方法により、リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,366,891	3,366,891	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,764,433	5,764,433	—
(3) 投資有価証券	1,088,419	1,088,419	—
資産計	10,219,745	10,219,745	—
(1) 買掛金	3,889,076	3,889,076	—
(2) 短期借入金	1,616,433	1,616,433	—
(3) 長期借入金 (1年内含む)	387,750	387,755	5
負債計	5,893,259	5,893,265	5
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金 (1年内含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式 (連結貸借対照表計上額9,075千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,334円07銭
(2) 1株当たり当期純利益	142円49銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2021年8月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策遂行のため。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類：普通株式

② 取得する株式の総数：40,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.28%）

③ 株式取得価額の総額：45,000,000円（上限）

④ 取得期間：2021年8月13日～2021年8月31日

⑤ 取得方法：東京証券取引所における市場買付

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,123,502	流 動 負 債	2,707,194
現金及び預金	1,516,512	買掛金	1,324,419
受取手形	5,031	1年内返済予定の長期借入金	274,450
電子記録債権	891,640	未払金	305,214
売掛金	2,995,667	未払費用	147,594
製品	65,532	未払法人税等	361,868
仕掛品	833,425	未払消費税等	25,441
原材料及び貯蔵品	989,388	前受金	3,140
前払費用	23,669	預り金	125,871
短期貸付金	1,926,000	賞与引当金	85,244
未収入金	26,153	役員賞与引当金	53,950
その他	197,599	固 定 負 債	1,393,538
貸倒引当金	△347,119	長期借入金	113,300
固 定 資 産	13,623,150	退職給付引当金	929,648
有形固定資産	11,693,655	長期未払金	350,590
建物	5,834,440	負 債 合 計	4,100,732
構築物	449,732	純 資 産 の 部	
機械及び装置	3,171,770	株 主 資 本	18,181,074
車輛運搬具	36,542	資本金	2,442,450
工具、器具及び備品	454,519	資本剰余金	2,446,873
土地	1,217,584	資本準備金	2,446,873
建設仮勘定	529,065	利益剰余金	13,293,108
無形固定資産	69,455	利益準備金	115,000
ソフトウェア	69,215	その他利益剰余金	13,178,108
電話加入権	240	別途積立金	6,250,000
投資その他の資産	1,860,039	繰越利益剰余金	6,928,108
投資有価証券	1,097,494	自 己 株 式	△1,356
関係会社株式	391,103	評価・換算差額等	464,845
出資	4,460	その他有価証券評価差額金	464,845
長期前払費用	13,156	純 資 産 合 計	18,645,920
繰延税金資産	245,804	負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,746,652
会 員 権	29,466		
その他	79,614		
貸倒引当金	△1,060		
資 産 合 計	22,746,652		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,982,618
売 上 原 価		14,713,771
売 上 総 利 益		3,268,847
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,378,807
営 業 利 益		1,890,040
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21,870	
受 取 配 当 金	219,126	
業 務 受 託 料	115,000	
受 取 賃 貸 料	13,149	
貸 倒 引 当 金 戻 入	164,610	
そ の 他	31,108	564,866
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,419	
株 式 交 付 費	243	
そ の 他	0	5,662
経 常 利 益		2,449,243
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,071	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,093	6,164
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	633	
固 定 資 産 除 却 損	5,427	
会 員 権 評 価 損	90	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,592	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	211,595	240,338
税 引 前 当 期 純 利 益		2,215,069
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	639,297	
法 人 税 等 調 整 額	△9,228	630,068
当 期 純 利 益		1,585,000

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,437,470	2,441,903	2,441,903	115,000	6,250,000	5,501,347	11,866,347
当 期 変 動 額							
新株の発行(譲渡制限 付株式報酬)	4,980	4,970	4,970				
剰余金の配当						△158,240	△158,240
当 期 純 利 益						1,585,000	1,585,000
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	4,980	4,970	4,970	—	—	1,426,760	1,426,760
当 期 末 残 高	2,442,450	2,446,873	2,446,873	115,000	6,250,000	6,928,108	13,293,108

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,249	16,744,471	304,494	304,494	17,048,966
当 期 変 動 額					
新株の発行(譲渡制限 付株式報酬)		9,950			9,950
剰余金の配当		△158,240			△158,240
当 期 純 利 益		1,585,000			1,585,000
自己株式の取得	△107	△107			△107
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)			160,350	160,350	160,350
当期変動額合計	△107	1,436,603	160,350	160,350	1,596,953
当 期 末 残 高	△1,356	18,181,074	464,845	464,845	18,645,920

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式・関連会社株式
- ・その他有価証券

移動平均法による原価法

時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

② たな卸資産

- ・製品・仕掛品

- ・原材料・貯蔵品

金型・自動機器・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 3～17年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- ⑤ 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMA株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損 211,595千円

関係会社株式 229,503千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した当社の子会社であるPT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMAの財務諸表を基礎として同社株式の実質価額を算定しており、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、相当の減額処理をしております。

PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMAの財務諸表を基礎として算定された実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	3,734,021千円
土地	1,207,745千円
計	4,941,766千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	274,450千円
長期借入金	113,300千円
計	387,750千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,300,830千円

(3) 補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳累計

過年度に取得した資産のうち、補助金等による圧縮記帳総額は365,000千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物275,400千円、構築物6,800千円、土地60,000千円、工具、器具及び備品22,800千円であります。

(4) 保証債務

次の会社に対し債務保証を行っております。

鈴木東新電子（香港）有限公司	900,680千円	（借入金）
PT. GLOBAL TEKNIINDO BERKATAMA	19,785千円	（リース）

(5) 受取手形裏書譲渡高

80,590千円

(6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2,346,450千円
短期金銭債務	41,732千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,426,818千円
仕入高	617,464千円
営業取引以外の取引高	359,862千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,486株	89株	一株	4,575株

(注) 普通株式の自己株式の増加89株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	29,814千円
未払事業税	25,366千円
退職給付引当金	283,077千円
長期未払金	106,754千円
減価償却費超過額	58,135千円
みなし配当加算金	31,084千円
貸倒引当金	106,020千円
会員権評価損	21,233千円
有価証券評価損	638,650千円
その他	35,466千円
繰延税金資産計	1,335,603千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△203,516千円
繰延税金負債計	△203,516千円
評価性引当額	△886,282千円
繰延税金資産の純額	245,804千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	S & S コンポーネンツ㈱	80,000	コネクタ 端子製造 販売	51	ロイヤリティの 受領 業務の受託 役員の兼任2名	ロイヤリティの受取 注3(1)	54,731	売掛金	171,157
						業務受託 注3(1)	46,200	未収入金	4,235
子会社	鈴木東新 電子(中山) 有限公司	8,050 (千USD)	コネクタ 端子製造 販売	80	資金の貸付け 役員の兼任3名	利息の受取 注3(2)	3,226	短期 貸付金 未収入金	176,000 4,734
子会社	鈴木東新 電子 (香港) 有限公司	1,200 (千香港ドル)	コネクタ 端子 販売	80	ロイヤリティの 受領 資金の貸付け 債務保証 役員の兼任2名	ロイヤリティの受 入注3(1)	25,228	短期 貸付金 注4 未収入金	500,000
						利息の受取 注3(2)	6,191		
						債務保証 注3(3) 保証料の受 入れ 注3(3)	900,680 2,622		
子会社	PT. SUGINDO INTERNATIONAL	121,239,720 (千IDR)	自動車部品、 電子部品製 造・販売	99.99	資金の貸付け 役員の兼任3名	利息の受取 注3(2)	11,008	未収入金 短期 貸付金	1,917 1,050,000
子会社	PT. GLOBAL TEKNIINDO BERKATAMA	67,190,000 (千IDR)	金型製 造・販売	93.60	資金の貸付け 債務保証 役員の兼任1名	利息の受取 注3(2) 債務保証 注3(3) 保証料の受 入れ 注3(3)	1,426 19,785 82	未収入金 短期 貸付金	326 200,000

注1. 取引金額には消費税等を含みません。

2. S & Sコンポーネンツ㈱に対する期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) ロイヤリティ及び業務受託については、市場価格、総原価を勘案して取引価格を決定しております。
- (2) 各子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 債務保証は銀行借入及びリースに対し行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しております。

4. 鈴木東新電子(香港)有限公司への短期貸付金に対し347,119千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において6,748千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,294円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 110円11銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2021年8月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策遂行のため。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類：普通株式

② 取得する株式の総数：40,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.28%）

③ 株式取得価額の総額：45,000,000円（上限）

④ 取得期間：2021年8月13日～2021年8月31日

⑤ 取得方法：東京証券取引所における市場買付

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月10日

株式会社鈴木

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正成 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鈴木
の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計
算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動
計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と
認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鈴木及び連結子会社からな
る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての
重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計
算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我
が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立
しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当
監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判
断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月10日

株式会社鈴木

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗野 正成 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鈴木の2020年7月1日から2021年6月30日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の指針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、取締役会、各部門経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月10日

株式会社鈴木 監査等委員会

常勤監査等委員 吉田 章 一 ㊟

監査等委員 松本 光 博 ㊟

監査等委員 河辺 悠 介 ㊟

(注) 監査等委員松本光博氏及び監査等委員河辺悠介氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金20円
配当総額は287,996,500円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	鈴木教義 (1961年7月5日生)	1982年3月 当社入社 1987年8月 当社取締役企画室長 1989年7月 当社取締役生産統轄本部長 1991年5月 当社代表取締役社長（現任）	357,340株
	【重要な兼職の状況】 金利精密工業股份有限公司董事、鈴木東新電子（香港）有限公司董事 鈴木東新電子（中山）有限公司董事		
	【選任理由】 鈴木教義氏を取締役候補者とした理由は、同氏は、1991年5月に当社代表取締役社長に就任以来、代表取締役としての職責を果たし、経営全般およびグローバル事業等を牽引し、強いリーダーシップを発揮して企業価値の持続的向上に努めて参りました。その実績、能力、また企業経営者としての豊富な経験をもち、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。		
2	横山勝登 (1958年8月26日生)	1982年3月 当社入社 2003年1月 当社総務副部長 2007年9月 当社取締役総務部長 2009年9月 当社常務取締役総務部長 2010年7月 当社常務取締役総務部長兼品質保証部管掌 2012年9月 当社専務取締役総務部長兼品質保証部管掌 2016年1月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼経理部長兼品質保証本部長 2018年1月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼品質保証本部長（現任）	19,700株
	【重要な兼職の状況】 PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役、PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMA取締役 エスメディカル㈱監査役		
	【選任理由】 横山勝登氏を取締役候補者とした理由は、同氏は、主に人事・労務部門に携わった後、2007年9月より取締役として総務部門を管掌、2016年1月より取締役専務執行役員として社長を補佐し、主に管理本部、経理、品質保証担当を務めながら経営全般を担っております。その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たか やま あきら 高山 章 (1957年9月8日生)	1980年3月 当社入社 2003年1月 当社金型製造副部長 2004年1月 当社金型製造部長 2004年9月 当社取締役金型製造部長 2009年1月 当社取締役部品製造部長兼モールド製造部管掌 2010年1月 当社取締役技術開発部長 2011年7月 当社取締役技術開発部長兼生産システム製造部管掌 2014年7月 当社取締役金型製造部長兼技術開発部管掌 2015年9月 当社執行役員金型製造部長 2016年9月 当社取締役常務執行役員製造本部長兼金型製造部長 2018年1月 当社取締役常務執行役員製造本部長 2019年9月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2021年5月 当社取締役常務執行役員(現任) 2021年5月 PT. SUGINDO INTERNATIONAL代表取締役社長(現任) 2021年5月 PT. GLOBAL TEKININDO BERKATAMA代表取締役社長(現任)	12,200株
【重要な兼職の状況】			
PT. SUGINDO INTERNATIONAL代表取締役社長			
PT. GLOBAL TEKININDO BERKATAMA代表取締役社長			
【選任理由】			
高山章氏を取締役候補者とした理由は、同氏は主に金型製造・管理に携わった後、2004年9月より取締役として金型製造部門を管掌、2016年9月より取締役常務執行役員として社長を補佐し、主に、製造部門のエキスペートとして、当社および当社グループ会社の企業価値の向上に貢献しております。2021年5月より、インドネシアの子会社の最高経営責任者として経営を担っており、その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
【当社との特別の利害関係】			
当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。			
4	あお き せい じ 青木 栄二 (1964年3月22日生)	1982年3月 当社入社 2009年1月 当社金型製造部副部長 2010年1月 当社金型製造部部長 2011年7月 鈴木東新電子(香港)有限公司董事および鈴木東新電子(中山)有限公司董事(現任) 2011年7月 同社総経理 2016年1月 S&Sコンポーネンツ㈱取締役製造部長兼生産管理部長 2017年10月 当社執行役員製造本部製品製造部長 2019年9月 当社取締役執行役員製造本部長(現任) 2021年5月 S&Sコンポーネンツ㈱取締役(現任)	15,400株
【重要な兼職の状況】			
鈴木東新電子(香港)有限公司董事、鈴木東新電子(中山)有限公司董事			
S&Sコンポーネンツ㈱取締役			
【選任理由】			
青木栄二氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2019年9月より取締役執行役員として社長を補佐し、主に、製造部門のエキスペートとして当社および当社グループ会社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
【当社との特別の利害関係】			
当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。			

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	よしだ しょういち 吉田 章一 (1958年7月28日)	1982年3月 当社入社 1999年1月 当社管理統括本部経理部長 2004年1月 当社経理部長 2004年9月 当社取締役経理部長 2005年7月 当社取締役経理部長兼総務部掌管 2007年9月 当社常勤監査役 2015年9月 当社取締役(監査等委員・常勤)(現任)	20,000株
	【重要な兼職の状況】 S & S コンポーネンツ㈱監査役 【選任理由】 吉田章一氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社業務に関する多様で豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かし、特に経理関連について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。		
2	まつもと みつひろ 松本 光博 (1969年5月7日)	1992年10月 青山監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 1999年10月 公認会計士・税理士松本会計事務所設立所長(現任) 2005年2月 ㈱ディーセント・コンサルティング設立代表取締役社長(現任) 2008年9月 当社社外監査役 2014年8月 ㈱放電精密加工研究所社外監査役 2015年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年5月 ㈱放電精密加工研究所社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 ㈱ニフコ社外監査役 2021年6月 ㈱ニフコ社外取締役(監査等委員)(現任)	一株
	【重要な兼職の状況】 公認会計士・税理士松本会計事務所所長、㈱ディーセント・コンサルティング代表取締役社長、㈱放電精密加工研究所社外取締役〔監査等委員〕、㈱ニフコ社外取締役〔監査等委員〕、鈴木東新電子(中山)有限公司監察人、PT. SUGINDO INTERNATIONAL監査役 【選任理由および期待される役割の概要】 松本光博氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士および税理士として財務・会計および税務に精通し、またコンサルティング会社の代表取締役社長として、経営に関する高い知識を有しており、引き続き当該知見を活かし、特に財務・会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	かわ べ ゆう すけ 河 辺 悠 介 (1977年8月15日)	2009年12月 第二東京弁護士会登録 2009年12月 弁護士法人むらかみ入所 2012年2月 長野県弁護士会登録 2012年3月 河辺法律事務所設立所長 2012年9月 当社補欠監査役 2017年9月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任) 2019年6月 いちりん法律事務所へ移籍(現任)	一株
	【重要な兼職の状況】 いちりん法律事務所所属		
	【選任理由および期待される役割の概要】 河辺悠介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、引き続き当該知見を活かし、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本光博氏および河辺悠介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松本光博氏および河辺悠介氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。松本光博氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年、河辺悠介氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、松本光博氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(社外監査役)であったことがあります。
4. 当社は松本光博氏および河辺悠介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、松本光博氏および河辺悠介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
こばやし きよもと 小林清素 (1970年2月6日)	2003年12月 中野プラスチック工業㈱入社 2005年6月 同社取締役 2005年6月 中野精工(香港)有限公司董事総経理 2010年1月 同社専務取締役 2014年6月 同社代表取締役社長(現任) 2016年11月 アズビル太信㈱代表取締役副社長(現任) 2018年6月 中野精工(香港)有限公司董事長(現任)	一株
【重要な兼職の状況】 中野プラスチック工業㈱代表取締役社長、アズビル太信㈱代表取締役副社長 中野精工(香港)有限公司董事長		
【選任理由および期待される役割の概要】 小林清素氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かし、特に経営全般について、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

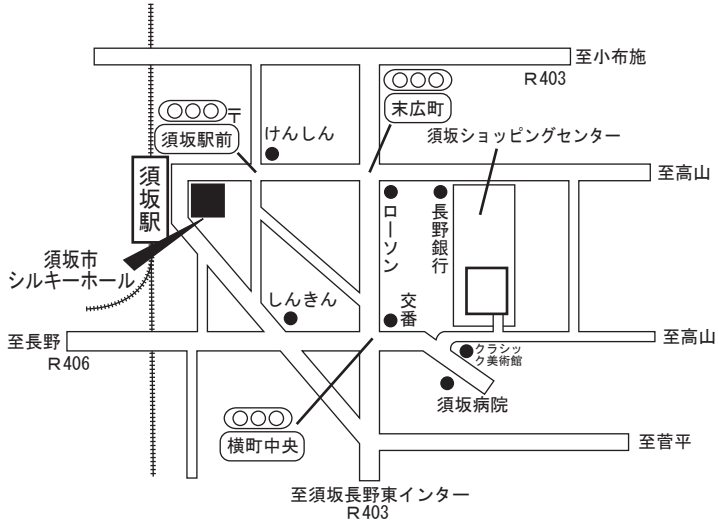
(注) 1. 小林清素氏は、中野プラスチック工業㈱代表取締役社長であります。同社は当社の取引先ですが、年間取引額は、当社および同社のいずれから見ても、それぞれの売上高の1%未満であり、僅少であります。アズビル太信㈱および中野精工(香港)有限公司と当社の間には特別の取引関係はありません。

2. 小林清素氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 小林清素氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を当社と同氏の間で締結する予定であります。
4. 小林清素氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会場 長野県須坂市大字須坂1295番地 1
須坂市シルキーホール 3階 第1ホール
- 電話 026-215-2225
- 交通 ○長野電鉄須坂駅から徒歩約1分
○須坂長野東ICより約15分
(車でお越しの株主様は近くの長野電鉄須坂駅前パーキングをご利用ください。)



須坂長野東IC入口からの経路図

